

付 録

北海道立衛生研究所条例

(昭和24年9月3日条例第56号)

(設置)

第1条 保健衛生に関する科学を基礎とした試験、調査、研究、指導及び検査を行い、道民の保健及び衛生の向上に寄与するため、北海道立衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

一部改正〔昭和30年条例63号・63年16号〕

(事業)

第2条 研究所は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 各種感染症に関する試験、研究及び検査
- (2) 食品衛生に関する試験、研究及び検査
- (3) 医薬品等に関する試験、研究及び検査
- (4) 環境衛生に関する試験、研究及び検査
- (5) 食生活科学に関する試験、研究、検査及び指導
- (6) 衛生検査技術に関する指導
- (7) その他保健及び衛生に関する各種の調査、試験、研究及び検査

2 研究所は、前項の事業のほか、その試験研究に係る医薬品のうち、特に道民の保健上必要と認めるものの製造事業を行うことができる。

一部改正〔昭和30年条例63号・31年12号・37年39号・63年16号・平成11年8号〕

(位置)

第3条 研究所は、札幌市に置く。

一部改正〔昭和37年条例39号・63年16号〕

(手数料)

第4条 研究所に衛生に関係のある物件について試験、分析若しくは鑑定（以下「試験」と総称する。）を依頼する者又はその成績書の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。この場合において、別表に掲げる手数料については、北海道収入証紙で納めなければならない。

2 手数料の額は、別表の範囲内で、規則で定める。

3 職員の出張を要する試験については、出張及び試験用具の運搬に要する費用として規則で定める額を、前項の額に加算した額を当該手数料の額とする。

全部改正〔昭和63年条例16号〕、一部改正〔平成12年条例49号・16年29号〕

(不還付)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。

全部改正〔昭和63年条例16号〕

(減免)

第6条 知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

全部改正〔昭和63年条例16号〕

(試験済み等の文字の記載禁止等)

第7条 試験を受けたものについて広告、掲示及び印刷物又は容器、包装等に道の保証又は試験済みその他これに類する文字を記載してはならない。

2 試験成績書を表示しようとする者は、その試験成績書の全文を記載しなければならない。

追加〔昭和63年条例16号〕

(罰則)

第8条 前条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

追加〔昭和63年条例16号〕、一部改正〔平成4年条例15号〕

(知事への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和63年条例16号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 30 年 9 月 1 日 条例第 63 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 北海道立食糧栄養研究所条例 (昭和 24 年北海道条例第 85 号) は、廃止する。
- 3 北海道委託衛生試験条例 (昭和 24 年北海道条例第 45 号) の一部を、次のとおり改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和 31 年 4 月 1 日 条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 37 年 7 月 26 日 条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 4 月 1 日 条例第 16 号)

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 北海道委託衛生試験条例 (昭和 24 年北海道条例第 45 号) は、廃止する。

附 則 (平成元年 3 月 31 日 条例第 29 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 31 日 条例第 15 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 10 月 19 日 条例第 32 号)

この条例は、平成 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 3 日 条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 15 日 条例第 8 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日 条例第 49 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日 条例第 29 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日 条例第 27 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日 条例第 31 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日 条例第 33 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

試験種目等	手数料の額
水、大気、土壌及び化学物質	1 件につき 283,700 円
放射能含有物質	1 件につき 52,800 円
食品	1 件につき 70,200 円
飲食器具及び包装容器	1 件につき 16,400 円
薬品、化粧品及び医療機器	1 件につき 42,700 円
家庭用品中の有害物質	1 件につき 46,300 円
生体材料	1 件につき 67,400 円
成績書の謄本	1 通につき 610 円

全部改正 [平成 16 年 条例第 29 号]、一部改正 [平成 20 年 条例第 27 号・24 年 31 号・26 年 33 号]

北海道立衛生研究所条例施行規則

(昭和 63 年 4 月 1 日規則第 28 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道立衛生研究所条例（昭和 24 年北海道条例第 56 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験の依頼の申請)

第 2 条 北海道立衛生研究所に試験、分析又は鑑定（以下「試験」と総称する。）を依頼しようとする者は、試験物件を添えて、別記第 1 号様式により北海道立衛生研究所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第 4 条第 3 項に規定する試験を依頼しようとする者は、別記第 2 号様式により所長に申請しなければならない。

(依頼の拒絶)

第 3 条 所長は、試験の目的又は試験物件の性質によっては、依頼に応じないことができる。

(試験成績書の交付)

第 4 条 所長は、試験が終了したときは、試験成績書を交付するものとする。

(成績書の謄本の交付)

第 5 条 成績書の謄本の交付を受けようとする者は、別記第 3 号様式により所長に申請しなければならない。

(手数料の額)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の手数料の額は、別表のとおりとする。

2 条例第 4 条第 3 項の規則で定める額は、次に掲げる費用を基準として、所長が定める。

(1) 職員の出張に要する旅費（北海道職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年北海道条例第 38 号）の規定による旅費額に相当する額による。）

(2) 試験用具の運搬費

(納付時期等)

第 7 条 前条第 1 項の手数料は、試験の依頼の際に納めなければならない。

2 前条第 2 項に規定する額に相当する手数料は、納入通知書で納めなければならない。

全部改正〔平成 12 年規則 108 号〕

附 則

1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 北海道委託衛生試験条例施行規則（昭和 24 年北海道規則第 152 号）は、廃止する。

附 則（昭和 63 年 11 月 7 日規則第 107 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 21 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 11 月 30 日規則第 79 号）

この規則は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月29日規則第108号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第34号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第46号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第17号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成24年3月30日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(北海道収入証紙欄)

別記第1号様式(第2条関係)

試験分析鑑定依頼申請書

年 月 日

北海道立衛生研究所長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり試験(分析、鑑定)を依頼したいので、北海道立衛生研究所条例施行規則第2条第1項の規定により、申請します。

1 試 験 品 名	
2 試 験 目 的	
3 摘 要	

摘要欄記載上の注意

- 1 水及び氷雪については、採取年月日、使用の目的、採取地名、井戸の構造等を記入してください。
- 2 鉱泉については、採取年月日、天候、源泉の温度(摂氏)、採取位置(ゆう出口と異なる場合は、その距離)、付近における既存鉱泉の有無、ゆう出状態(自然ゆう出又は掘削等)、使用の目的等を記入してください。
- 3 その他のものについては、製造年月日、製造方法、使用の目的等を記入してください。

一部改正(昭和63年規則107号・平成10年22号・22年17号)

(北海道収入証紙欄)

別記第2号様式 (第2条関係)

出張試験分析鑑定依頼申請書

年 月 日

北海道立衛生研究所長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり出張試験 (分析、鑑定) を依頼したいので、北海道立衛生研究所条例施行規則第2条第2項の規定により、申請します。

1 試 験 品 名	
2 試 験 目 的	
3 試 験 場 所	
4 出張に必要な人員	
5 出張を必要とする予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

一部改正 (昭和63年規則107号)

(北 海 道 収 入 証 紙 欄)

別記第3号様式 (第5条関係)

成績書謄本交付申請書

年 月 日

北海道立衛生研究所長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩
(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり成績書の謄本の交付を受けたいので、北海道立衛生研究所条例施行規則第5条の規定により、申請します。

1 試 験 品 名	
2 試験成績書交付年月日	
3 申 請 の 理 由	
4 部 数	部

一部改正 (昭和63年規則107号)

試 験 手 数 料

平成26年4月1日施行

試験種目等	項 目	手 数 料 の 額
水、大気、土壌 及び化学物質	1 水道水質基準項目試験	
	(1)全項目試験	1 件につき 283,700円
	(2)消毒副生成物を除く項目試験	1 件につき 234,900円
	(3)必須項目試験	1 件につき 117,500円
	2 理化学的試験	
	(1)簡易なもの	1 成分につき 3,600円
	(2)やや簡易なもの	1 成分につき 12,600円
	(3)複雑なもの	1 成分につき 15,300円
	(4)特殊なもの	1 件につき 30,000円
	3 生物試験	
	(1)簡易なもの	1 件につき 4,100円
	(2)複雑なもの	1 件につき 10,300円
4 特殊機器による定量試験		
(1)原子吸光法による微量元素試験	1 成分につき 20,000円	
(2)ガスクロマトグラフィーによる微量物質試験	1 件につき 37,100円	
	(4成分を超える場合は、1成分増すごとに9,000円を加算した額)	
(3)高速液体クロマトグラフィーによる微量物質試験	1 成分につき 32,200円	
(4)質量分析計による微量物質試験	1 件につき 89,900円	
	(10成分を超える場合は、1成分増すごとに6,500円を加算した額)	
5 微生物試験		
(1)簡易なもの	1 件につき 4,850円	
(2)やや簡易なもの	1 件につき 8,500円	
(3)複雑なもの	1 件につき 19,100円	
6 ガス成分試験		
(1)簡易なもの	1 成分につき 1,350円	
(2)複雑なもの	1 成分につき 13,100円	
7 鉱泉試験		
(1)療養泉判定試験	1 件につき 22,100円	
(2)中分析	1 件につき 118,900円	
(3)医効判定	1 件につき 4,400円	
(4)可燃性天然ガス濃度測定（簡易法）	1 件につき 12,300円	
8 ラドン含有量測定試験	1 件につき 11,500円	
9 予備処理試験		
(1)簡易なもの	1 件につき 9,700円	
(2)複雑なもの	1 件につき 16,800円	
10 ホルムアルデヒド定量試験	1 測定地点につき 19,000円	
	(1測定地点を超える場合は、1測定地点増すごとに4,650円を加算した額)	
11 揮発性有機化合物定量試験（ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る）	1 測定地点につき 34,000円	
	(1測定地点を超える場合は、1測定地点増すごとに6,700円、試験項目が3項目を超える場合は、1項目増すごとに4,600円を加算した額)	
12 ウイルス同定試験	1 件につき 19,000円	

試験種目等	項 目	手 数 料 の 額
放射能含有物質	1 放射能測定試験 (1)放射線量率	1 件につき 18,200円
	(2)核種分析 ア 簡易なもの	1 件につき 21,800円
	イ 複雑なもの	1 件につき 52,800円
食 品	1 微生物試験 (1)顕微鏡試験	1 項目につき 1,250円
	(2)培養試験 ア 簡易なもの	1 項目につき 5,650円
	イ 複雑なもの	1 項目につき 10,300円
	ウ 特殊なもの	1 項目につき 20,600円
	2 成分試験 (1)簡易なもの	1 項目につき 5,050円
	(2)やや簡易なもの	1 項目につき 8,750円
	(3)複雑なもの	1 項目につき 26,800円
	(4)特殊なもの	1 項目につき 35,900円
	3 含有添加物試験 (1)簡易なもの	1 項目につき 10,800円
	(2)複雑なもの	1 項目につき 22,100円
	(3)特殊なもの	1 項目につき 45,300円
	4 添加物外含有成分試験 (1)ごく簡易なもの	1 項目につき 4,750円
	(2)簡易なもの	1 項目につき 20,600円
	(3)複雑なもの	1 項目につき 35,500円
	(4)特殊なもの	1 項目につき 70,200円
	5 牛乳の規格試験 (1)乳 脂 肪	1 項目につき 35,200円
	(2)比 重	1 項目につき 1,950円
	(3)酸 度	1 項目につき 3,300円
	(4)無脂乳固形分 (簡易なもの)	1 項目につき 6,750円
	(5)無脂乳固形分 (複雑なもの)	1 項目につき 39,300円
	6 ウイルス同定試験	1 件につき 19,000円
飲食器具及び 包装容器	1 理化学的試験 (1)簡易なもの	1 項目につき 5,350円
	(2)複雑なもの	1 項目につき 12,200円
	(3)特殊なもの	1 項目につき 16,400円
薬品、化粧品 及び医療機器	1 日本薬局方等収載試験 (1)確認試験	1 件につき 4,450円
	(2)純度試験	1 件につき 14,800円
	(3)物理的試験	1 件につき 4,450円
	(4)定量試験 ア 簡易なもの	1 成分につき 7,350円
	イ 複雑なもの	1 成分につき 19,900円
	(5)生物学的試験	1 項目につき 42,700円
	2 日本薬局方等収載以外試験 (1)定性試験 ア 簡易なもの	1 成分につき 4,200円
	イ 複雑なもの	1 成分につき 11,100円
	ウ 特殊なもの	1 成分につき 21,200円
	(2)定量試験 ア 簡易なもの	1 成分につき 10,600円
	イ 複雑なもの	1 成分につき 18,000円
	ウ 特殊なもの	1 成分につき 32,100円
	(3)無菌試験	1 件につき 24,000円
	(4)物理的試験	1 項目につき 4,150円
	3 生薬の鑑別試験 (1)簡易なもの	1 件につき 7,050円
	(2)複雑なもの	1 件につき 18,700円
	(3)特殊なもの	1 件につき 39,800円

試験種目等	項目	手数料の額
家庭用品中の有害物質	1 定性試験	1 項目につき 16,100円
	2 定量試験	
	(1)簡易なもの	1 成分につき 10,900円
	(2)複雑なもの	1 成分につき 20,900円
	(3)特殊なもの	1 成分につき 46,300円
生体材料	1 細菌学的試験	
	(1)顕微鏡試験	1 件につき 1,250円
	(2)分離培養試験	
	ア 簡易なもの	1 件につき 2,900円
	イ 特殊なもの	1 件につき 4,250円
	(3)菌株同定試験	
	ア 簡易なもの	1 件につき 5,550円
	イ 特殊なもの	1 件につき 10,700円
	(4)薬剤感受性試験	
	ア 簡易なもの	1 件につき 3,400円
	イ 特殊なもの	1 件につき 4,650円
	(5)無菌試験	1 件につき 12,400円
	(6)動物試験	1 件につき 13,800円
	(7)特殊細菌検査	1 件につき 18,400円
	2 臨床理化学試験	
	(1)簡易なもの	1 件につき 3,700円
	(2)複雑なもの	1 件につき 6,100円
	(3)特殊なもの	1 件につき 39,200円
	3 エキノコックス症血清反応試験	
	(1)簡易なもの	1 件につき 1,500円
	(2)複雑なもの	1 件につき 11,700円
	4 ウイルス学的試験	
	(1)ウイルス同定試験	
	ア 複雑なもの	1 件につき 19,000円
	イ 高度に複雑なもの	1 件につき 26,700円
	ウ 特殊なもの	1 件につき 31,700円
	(2)ウイルス血清学試験	1 項目につき 1,900円
(3)ヒト免疫不全ウイルス試験		
ア 簡易なもの	1 件につき 3,050円	
イ 複雑なもの	1 件につき 4,550円	
ウ 高度に複雑なもの	1 件につき 12,600円	
エ 特殊なもの	1 件につき 18,600円	
5 医動物学的試験		
(1)精密寄生虫卵検査	1 件につき 7,600円	
(2)医動物同定検査		
ア 簡易なもの	1 件につき 4,450円	
イ 複雑なもの	1 件につき 19,300円	
ウ 特殊なもの	1 件につき 67,400円	
6 毒性病理学的試験		
(1)貝毒試験 (麻痺性)	1 件につき 23,800円	
(2)貝毒試験 (下痢性)	1 件につき 27,400円	
成績書の謄本		1 通につき 610円

全部改正 (平成 16 年規則第 46 号)、一部改正 (平成 20 年規則第 17 号、24 年 19 号、26 年 20 号)

各「都道府県知事、各指定都市市長」殿

厚生事務次官

地方衛生研究所の機能強化について

地方衛生研究所については、昭和51年9月10日厚生省発衛第173号厚生事務次官通知により現行の設置要綱が示され、同要綱に基づき、これまで都道府県、指定都市等における衛生行政の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析・提供の業務を通じ、公衆衛生の向上に重要な役割を果たしてきているところである。

今般、地域保健対策については、平成6年7月1日に公布された地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成6年法律第84号）が、本年4月1日より全面施行され、地域保健の体系が抜本的に見直されることとなるが、地方衛生研究所についても、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条に基づき策定された「地域保健対策に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）（以下「基本指針」という。）の中で、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として再編成し、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施することが示されたところである。

このような状況にかんがみ、基本指針の趣旨を踏まえて、地方衛生研究所設置要綱を別紙のように改正することとしたので、下記事項に十分御留意の上、この要綱に沿って、貴都道府県（市）地方衛生研究所の一層の機能強化を図られるよう格段の配慮をお願いする。

なお、昭和51年9月10日厚生省発衛第173号本職通知は廃止する。

記

- 1 今回の改正は、次のことに重点を置いたものであること。
 - (1) 地方衛生研究所の調査研究及び研修指導業務について、基本指針において示された専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査研究や、当該地域の地域保健関係者に対する研修を踏まえ、必要な見直しを行っていること。また、これらの業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、基本指針で定められた検討協議会で調整等を行うものとしていること。
 - (2) 地方衛生研究所の試験検査業務について、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに、行政検査等の精度管理を行うものとしていること。
 - (3) 地方衛生研究所の公衆衛生情報等の収集・解析・提供業務について、公衆衛生に関する国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として業務を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に関する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施するものとしていること。
- 2 地方衛生研究所の機能強化を図るため、その業務の実施に必要な技術系職員等の確保を図るとともに、その資質の向上に努めること。
- 3 事業実施に当たっては、関係行政部局、保健所等との緊密な連携を十分に考慮して行うこと。
- 4 地方公害（環境）研究所等関係試験研究諸機関との連携に努めること。

地方衛生研究所設置要綱

1 設置の目的

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

2 業 務

2. 1 調査研究

2. 1. 1 地方衛生研究所は、次のような調査研究を行うものとする。

- (1) 疾病予防に関する調査研究
- (2) 環境保健に関する調査研究
- (3) 生活環境施設に関する調査研究
- (4) 食品及び栄養に関する調査研究
- (5) 医薬品等に関する調査研究
- (6) 家庭用品、化学物質等に関する調査研究
- (7) 健康事象に関する疫学的調査研究
- (8) 健康の保持及び増進に関する調査研究
- (9) 地域保健活動の評価に関する調査研究
- (10) 試験検査方法に関する調査研究
- (11) その他必要な調査研究

2. 1. 2 地方衛生研究所は、2. 1. 1に掲げるもののうち、広域的な調査研究を行う必要のあるものについては、地方衛生研究所相互間又は国や大学の研究機関等関連する他の試験研究機関との協力を強化し、プロジェクト研究、学際的総合研究等を積極的に推進するものとする。

2. 1. 3 調査研究業務の効果的な実施を図るため、必要に応じ、「地域保健対策に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）で設置することが定められている検討協議会（以下「検討協議会」という。）において調査研究課題の調整等を行うものとする。

2. 2 試験検査

2. 2. 1 地方衛生研究所は、次のような試験検査を行うものとする。

- (1) 衛生微生物等に関する試験検査
- (2) 衛生動物に関する試験検査
- (3) 水、空気等に関する試験検査
- (4) 廃棄物に関する試験検査
- (5) 食品、食品添加物等に関する試験検査
- (6) 毒物劇物に関する試験検査
- (7) 医薬品等に関する試験検査
- (8) 家庭用品等に関する試験検査
- (9) 温泉に関する試験検査
- (10) 放射能に関する試験検査
- (11) 病理学的検査
- (12) 生理学的検査
- (13) 生化学的検査
- (14) 毒性学的検査
- (15) その他必要な試験検査

なお、地方衛生研究所は、研究要素の大きい試験検査、広域的な視野を要する試験検査、専門的かつ高度な技術や設備を必要とする試験検査を重点的に行うものとする。

2. 2. 2 地方衛生研究所は、国立試験研究機関及び他の地方衛生研究所と連携して、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに行政検査等の精度管理を行うものとする。

2. 3 研修指導

2. 3. 1 地方衛生研究所は、次のような研修指導を行うものとする。

- (1) 保健所の職員、市町村の衛生関係職員その他地域保健関係者の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導
- (2) 衛生に関する試験検査機関に対する技術的指導
- (3) その他必要と認められる研修指導及び技術的指導

2. 3. 2 研修指導業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、検討協議会で研修指導課題の調整等を行うものとする。

2. 4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

2. 4. 1 地方衛生研究所は、次のような情報活動を行うものとする。

- (1) 試験検査の方法等に関する情報の収集・解析
- (2) 公衆衛生に関する情報の収集・解析
- (3) 関係行政部局、市町村及び地域住民等への(1)及び(2)の情報の提供

2. 4. 2 地方衛生研究所は、公衆衛生に関する国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として、2. 4. 1に掲げる業務を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に関する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施し、これらに関係行政部局等を通じて公衆衛生に関する活動に還元するよう努めるものとする。

3 行政各部局との関係

地方衛生研究所の運営に当たっては、必要に応じ、関係各部局と協議し、相互に密接な連携を保つものとする。

4 業務推進の方策

4. 1 2に掲げる業務の実施に必要な技術系職員等の人員の確保を図るとともに、その資質の向上に努めるものとする。

4. 2 2に掲げる業務の実施に必要な科学技術の進歩に即応した施設及び設備を備えるものとする。

北海道立衛生研究所諸規程一覧（委員会規程を除く）

- 1 庶務関係
 - (1) 北海道立衛生研究所処務細則
 - (2) 北海道立衛生研究所事務決裁細則
 - (3) 北海道立衛生研究所消防計画
 - (4) 北海道立衛生研究所廃液等処理要領
- 2 所内感染予防対策関係
 - (1) 北海道立衛生研究所結核所内感染予防対策実施要領
 - (2) 北海道立衛生研究所B型肝炎ウイルス所内感染予防対策実施要領
- 3 薬品管理関係
北海道立衛生研究所薬品管理要綱
- 4 研修関係
 - (1) 北海道立衛生研究所試験研究機能強化推進事業実施要領
 - (2) 北海道立衛生研究所研修受入要領
- 5 調査研究事業関係
北海道立衛生研究所調査研究課題評価実施要領
- 6 広報・啓発関係
 - (1) 北海道立衛生研究所広報・啓発事業実施要領
 - (2) 北海道立衛生研究所報投稿規程
- 7 病原体等安全管理関係
 - (1) 北海道立衛生研究所病原体等安全管理規程
 - (2) 指定実験区域安全運営要領
- 8 放射線障害予防関係
北海道立衛生研究所放射線障害予防規程
- 9 動物実験関係
北海道立衛生研究所動物実験取扱規程
- 10 倫理審査・遺伝子組換え研究関係
 - (1) 北海道立衛生研究所遺伝子組換え実験安全管理要綱
 - (2) 北海道立衛生研究所倫理審査要綱
- 11 適正かつ公正な研究への取り組み
 - (1) 北海道立衛生研究所における公的研究費の適正な管理に関する規程
 - (2) 公的研究費の不正防止に係る基本方針
 - (3) 北海道立衛生研究所における公正な研究活動に関する規程
 - (4) 北海道立衛生研究所利益相反管理要領
- 12 その他
 - (1) 北海道立衛生研究所図書資料室利用規程
 - (2) 北海道立衛生研究所LAN運用管理要領
 - (3) 北海道立衛生研究所に於ける健康危機管理対応方針

北海道立衛生研究所職員名簿

(平成29年12月1日現在 59名)

職名	氏名	職名	氏名
所長	貞本 晃一	食品科学部	
副参与	岡野 素彦	部長	佐藤 正幸
副所長	田村 信之	食品安全グループ	
		主幹	青柳 光敏
		主査(残留農薬) (兼)	青柳 光敏
		主査(遺伝子・アレルギー)	鈴木 智宏
		研究職員	柿本 洋一郎
		研究職員	菅野 陽平
		研究職員	岡部 亮
		医療検査専門員	久保田 晶子
		医療検査専門員	青塚 圭二
		食品保健グループ	
		主幹	上野 健一
		主査(動物用医薬品)	藤井 良昭
		主査(貝毒)	橋本 諭
		研究職員	加賀 岳朗
		研究職員	細川 葵
		感染症センター	
		センター長	八木 健太
		生活科学部	
		感染症部	
部長	小島 弘幸	部長	長野 秀樹
生活衛生グループ		細菌グループ	
主幹	横山 裕之	主幹	森本 洋
主査(生活環境)	千葉 真弘	主査(細菌感染症) (兼)	森本 洋
主査(水衛生)	高野 敬志	主査(食品細菌)	池田 徹也
主査(放射線)	青柳 直樹	研究職員	久保 亜希子
研究職員	大泉 詩織	研究職員	小川 恵子
研究職員	大泉 敏彦*	研究職員	大野 祐太
		臨床検査技師	渡邊 涼太
薬品安全グループ		ウイルスグループ	
主幹	藤本 啓	主幹	石田 勢津子
主査(医薬品)	高橋 正幸	主査(ウイルス感染症)	三好 正浩
主査(有害物質)	武内 伸治	主査(腸管系ウイルス)	吉澄 志磨
研究職員	平間 祐志	研究職員	駒込 理佳
研究職員	小林 智	研究職員	後藤 明子
		研究職員	山口 宏樹
		研究職員	大久保 和洋
		医動物グループ	
		主幹	浦口 宏二
		主査(感染病理)	山野 公明
		主査(媒介動物)	孝口 裕一
		主査(衛生昆虫)	伊東 拓也
		研究職員	入江 隆夫
		研究職員	八木 欣平

* : 再任用短時間勤務職員

平成 28 年 度
北海道立衛生研究所事業年報

平成 29 年 12 月

編集発行 北海道立衛生研究所
(企画総務部企画情報グループ)

〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目
電話 (011) 747-2711 (代表)
Fax (011) 736-9476
<http://www.iph.pref.hokkaido.jp>